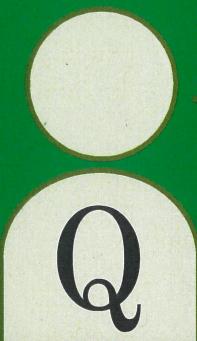


森林所有者の責務について



父から相続した山林があるのですが、私も弟も実家を出て独立し、遠方であることからその山林の管理を行っていませんでした。

ところが先日、突風が吹いた日に山林内の老木が倒れたらしく、隣接する家屋の屋根を直撃し、山林所有者である私に連絡があり、修理代を出してくれと言われました。損害賠償しなければいけないのでしょうか？

A

一般的に台風や地震といった自然災害による被害で、所有者として防ぎようのない状況であれば個々の責任は問われません。

しかし、自分が所有する家の屋根の瓦や、店の看板が飛んで隣家の建物を傷つけてしまったというようにメンテナンスや設置に問題のある場合や、竹木の支持に瑕疵があり、隣家の屋根に倒れて破損させてしまったような場合は、「民法」第717条により所有者の責任となりますので修理代などの損害賠償をしなければいけない可能性が非常に高いでしょう。

【所有者の責任は免れない!?】

それでは、条文を見てみましょう。

「民法」第717条(土地の工作物などの占有者及び所有者の責任)

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、そのものに対して求償権行使することができる。

用語解説

- ・「工作物」とは、土地の上に人工的に設置されたもののこと、建物や道路のほか、電柱、塀なども含まれます。
- ・「瑕疵(かし)」とは、キズや欠点、欠陥のことですが、この法律では瑕疵が生じるのには故意も過失も必要としません。
- ・「占有者」とは使用している人のことで、「所有者」とは持ち主ということになります。